

「久留米市第 8 期高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画」 骨子（案）

【計画推進協議会】

目次

第1部 総論	p	2
第1章 計画策定の趣旨	p	2
1 計画策定の背景と目的		
2 根拠法令		
3 他の計画等との関係		
4 計画の期間		
5 計画の策定及び推進体制		
第2章 高齢者を取り巻く社会情勢	p	5
1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移		
2 第7期計画期間における課題の整理		
第3章 基本方針	p	10
1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿		
2 分野横断的な視点		
3 基本方針展開図		
第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開（案）	p	13

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、総人口が減少に転じる一方、高齢者数は増加しており、高齢化は更に進むことが見込まれています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）やその先の団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて、現役世代人口が減少する中で高齢者人口がピークを迎え、中でも介護ニーズが高い 85 歳以上の人口が増加することが見込まれています。

久留米市においても、高齢化率は上昇していく見込みで、一人暮らしや高齢者のみ世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人が増えることが予想されます。

そのような中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。

今後、地域包括ケアシステムの深化・推進に加え、複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築、認知症施策の推進、ニーズに対応した介護サービスの基盤整備や介護を支える人材の確保等を一体的に取り組みながら、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

この計画は、このような状況に的確に対応するため、平成 30 年 3 月に策定した『久留米市第 7 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』を見直すとともに、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、様々な高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的に実施していくための指針を示すものです。

2 根拠法令

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

（1）老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）

- ・当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業^(※)の量の目標

※老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターによる事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

（2）介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

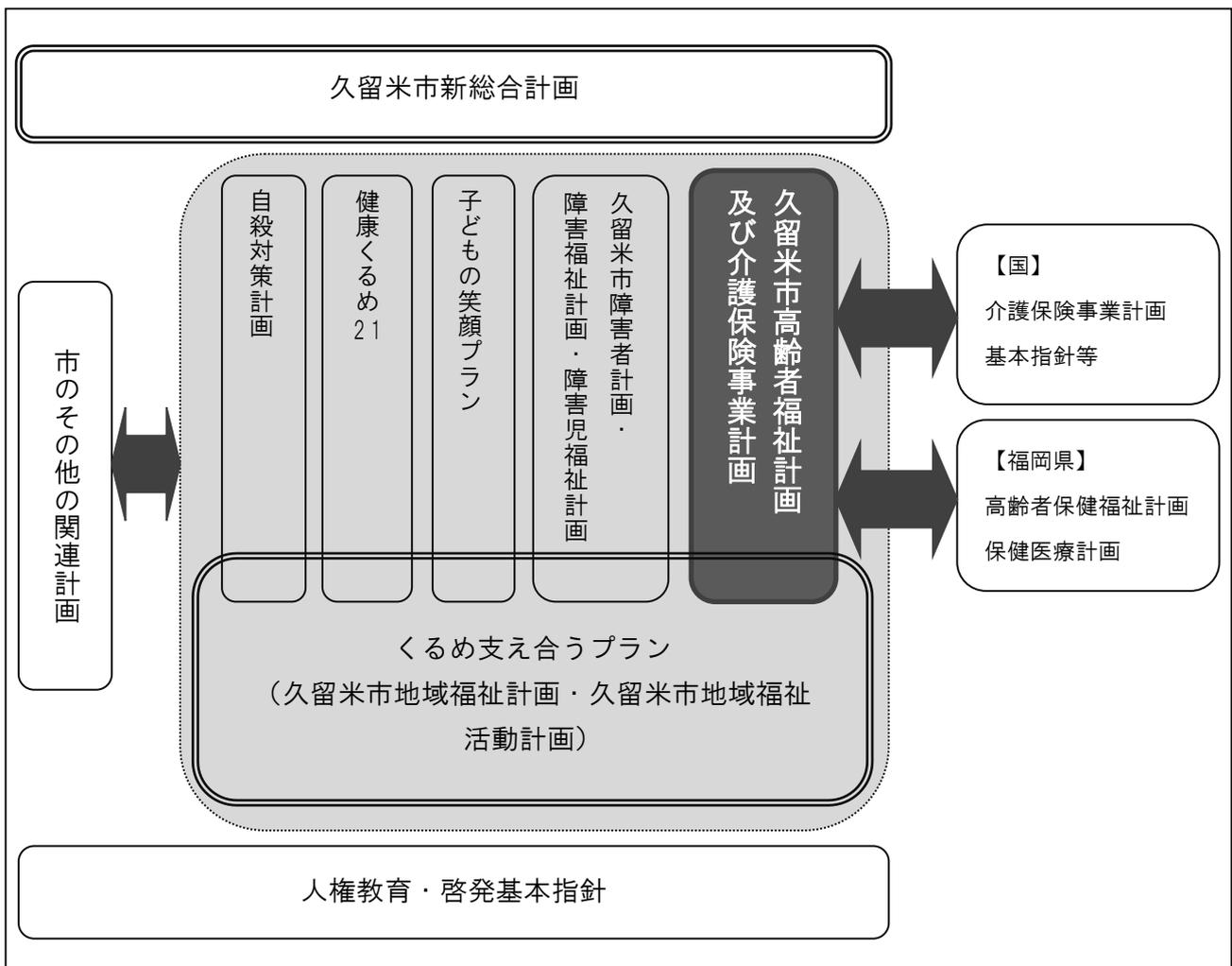
- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・地域支援事業の量の見込み

3 他の計画等との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第4次基本計画』（令和2年3月策定）や、福祉の各分野に共通する事項及び複合的な課題、制度の狭間の課題への対応方策を記載し、福祉の各計画の基本となる『くるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画）』（令和2年3月策定）等の理念に沿った高齢者福祉及び介護保険事業の計画です。

この計画は、保健、医療、福祉分野や他の関連計画等との整合性を図りつつ、市民との協働や人権尊重の視点を踏まえながら策定します。

＜他の計画等との関係イメージ図＞



4 計画の期間

久留米市では、第6期以降「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて計画を策定しています。

第8期計画は、このうち令和3年4月から令和6年3月までの3年間を実施期間としています。

第6期			第7期			第8期			第9期		
平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度
← 第6期計画 →			← 第7期計画 →			← 第8期計画 →			← 第9期計画 →		

5 計画の策定及び推進体制

(1) 計画推進委員会

副市長及び部長級職員で構成され、計画の進捗管理及び次期計画の策定に関する審議・方針決定を行う。

(2) 計画推進調整会議

次長級職員で構成され、計画の推進状況把握や次期計画原案に関する事項等の審議・調整を行う。

(3) 計画推進協議会

保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、市民団体及び公募による市民により構成され、計画推進に関する意見や次期計画策定に際しての助言等を行う。

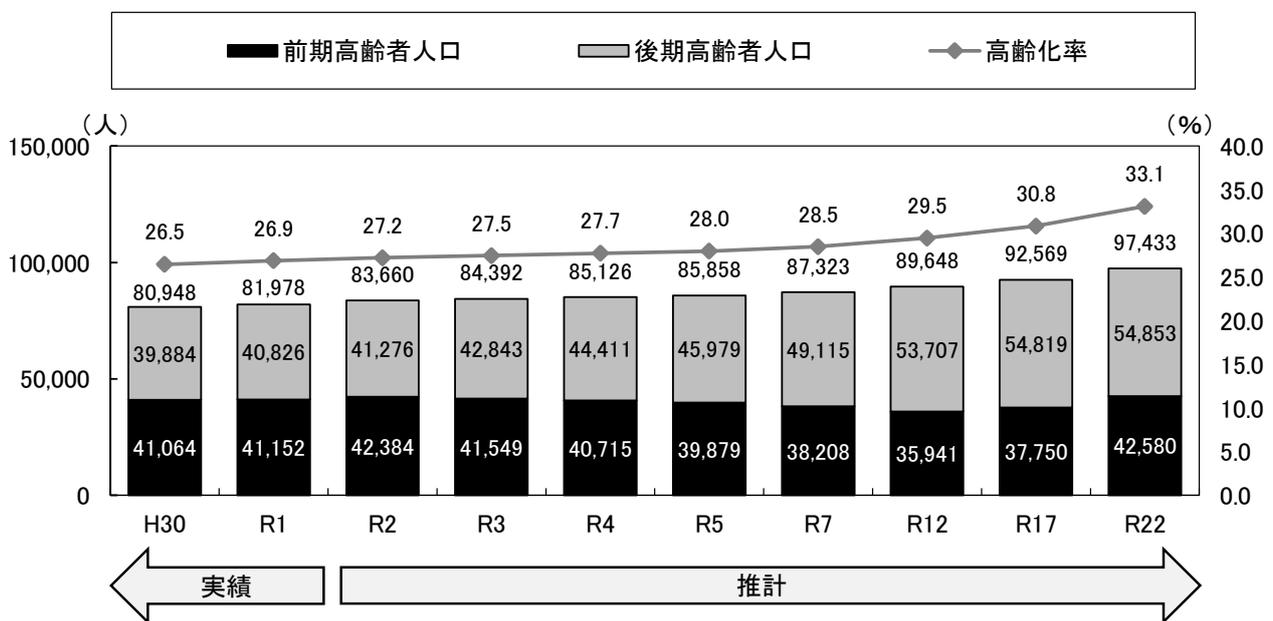
第2章 高齢者を取り巻く社会情勢

1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

高齢者人口及び高齢化率は今後も増加していく見込みです。また、令和3年以降は後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る見込みとなっています。

久留米市の高齢者人口・高齢化の状況と将来推計



資料：人口は住民基本台帳（各年10月1日現在）による。令和2年以降の推計はコーホート要因法による。

注意：本推計は住民基本台帳のデータに基づくものであるため、時点やその他の要因により本市他計画等における各種推計値及び目標値とは異なる場合がある。

(2) 要介護認定者数の推移

高齢者数の増加とともに、本市の要介護認定者数も増加傾向となっておりますが、要介護認定率は横ばいにあります。また、令和2年度の要介護認定区分別の認定者数をみると、要介護1、要介護2など、比較的軽度の認定者数が多い状況となっております。

久留米市の要介護認定者数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上（要介護認定者数）	15,472	15,633	15,788
65歳以上75歳未満	1,826	1,789	1,799
75歳以上	13,646	13,844	13,989
40歳以上65歳未満（要介護認定者数）	288	269	261
合計（要介護認定者数）	15,760	15,902	16,049
要介護認定率	19.2%	19.2%	19.1%
65歳以上75歳未満	4.5%	4.4%	4.4%
75歳以上	34.2%	33.9%	33.9%
40歳以上65歳未満（第2号被保険者）	0.3%	0.3%	0.3%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末時点）

※令和2年度については、7月末時点

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定者合計	15,760 (100.0)	15,902 (100.0)	16,049 (100.0)
65歳以上	15,472 (98.2)	15,633 (98.3)	15,788 (98.4)
要支援計	3,852 (24.4)	4,097 (25.8)	4,019 (25.0)
要支援1	1,870 (11.9)	2,081 (13.1)	2,092 (13.0)
要支援2	1,982 (12.6)	2,016 (12.7)	1,927 (12.0)
要介護計	11,620 (73.7)	11,536 (72.5)	11,769 (73.3)
要介護1	3,471 (22.0)	3,435 (21.6)	3,531 (22.0)
要介護2	3,017 (19.1)	2,997 (18.8)	2,959 (18.4)
要介護3	2,212 (14.0)	2,199 (13.8)	2,228 (13.9)
要介護4	1,651 (10.5)	1,645 (10.3)	1,781 (11.1)
要介護5	1,269 (8.1)	1,260 (7.9)	1,270 (7.9)
40～64歳	288 (1.8)	269 (1.7)	261 (1.6)

※カッコ内は認定者合計に占める割合（％）

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末時点）

※令和2年度については、7月末時点

2 第7期計画期間における課題

(1) 各種アンケート調査

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査区分	対象者数	有効回収数	回収率
一般高齢者	3,500人	2,623人	74.9%
要支援認定者	1,500人	1,036人	69.1%
合計	5,000人	3,673人	73.5%

- ・ 普段の生活の介護・介助の状況について、要支援1や2でも「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」との回答が2割を超えている。
- ・ 介護・介助が必要になった原因について、男性は「脳卒中」や「心臓病」、女性は「骨折・転倒」の割合が高くなっている。
- ・ 生活機能について、健康状態が悪くなるほど、リスク該当者の割合が高くなっている。特に、認知機能、うつのリスクは、健康状態が「よくない」と回答した人の割合が高くなっている。
- ・ 趣味や生きがいについて、身体状態が悪化するにつれて、「ある」と回答する割合が低くなっている。
- ・ 地域での活動について、全般的に身体状況が悪化するにつれて、参加する割合が低くなっている。
- ・ まわりとの助け合いについて、一人暮らし世帯は他の世帯に比べ、心配事や愚痴を聞いてくれる人、看病や世話をしてくれる人が周りにいないと回答した割合が高くなっている。

② 在宅介護実態調査

調査対象	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方
有効回収数	293人

- ・ 主な介護者の年齢について、60歳以上が半数を超えている。
- ・ 主な介護者が不安に感じる介護は、外出の付き添い、送迎等が多かった。
- ・ 主な介護者の働き方の調整等は、要支援1から要介護2にかけては、「特に行っていない」の割合が高く、要介護3、4では、「労働時間、休暇、在宅勤務以外の調整をしながら働いている」の割合が高い。
- ・ 災害時の避難所への移動について、「介助者がいないので避難できない」と回答した人の割合が1割弱あった。

③ 介護サービス事業所調査

調査対象	配布数	有効回収数	有効回答率
在宅サービス	415事業所	331事業所	79.8%
施設・居住系サービス	151事業所	120事業所	79.5%
居宅介護支援事業所	108事業所	94事業所	87.0%
合計	674事業所	545事業所	80.9%

- ・ 従業者の過不足状況について、「介護職員が不足している」との回答が多かった。
- ・ 不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」との回答が多かった。
- ・ 定着率が低い原因として、「賃金が低い」「仕事がきつい（身体的・精神的）」との回答が多かった。
- ・ 地域との連携を図る上での課題として、「職員数に余裕がない」「地域との連携を図る時間がない」との回答が多かった。

(2) 利用者インタビュー

実施団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で介護予防を行っている団体（3団体） ・ 地域で認知症カフェを行っている団体（1団体） ・ 介護サービス利用者（1事業所）
------	---

- ・ 校区のコミュニティセンターでの活動に参加していたが、距離が遠くて参加するのが難しくなり、集落の単位で活動する場が欲しいという話になった。
- ・ 運動することで体力が付き、参加する前と比べると体の調子も良くなった。
- ・ 他の人と話ができ、自分の思ったことができる。認知症の進行が少し遅れたのではないかと感じている。
- ・ 行くところがあるのと、全くないのでは、全然違う。
- ・ 家にいると寝ていることが多いが、デイサービスに来ると周りに人がいるので、シャキッとなる。近くに活動する場所があることが、続けていくための条件。
- ・ 人に頼るのではなく、自分たちの力でやっていくことが大事。
- ・ 安心して居られる場所をうまく作ることが重要。
- ・ イメージの問題。面白い、楽しいということがわかれば参加するようになる。
- ・ 高齢者が集える場を続けてほしい。

(3) 第7期計画の事業展開

- ・ 介護予防活動について、教室終了後、地域で引き続き介護予防を行うための受け皿が整っておらず、継続的な介護予防活動に繋がりにくい状況である。
- ・ 老人クラブの活動について、会員の減少、高齢化に伴い、これまで行っていた活動が難しくなっている事例が出てきている。
- ・ 在宅介護を行う家族に対する支援制度について、潜在的に支援が必要と思われる人に対して、効果的な周知・啓発を行う必要がある。
- ・ 協働による地域の支え合い活動について、支え合い推進会議等の充実や地域資源の発掘・養成・組織化、また生活支援コーディネーターとの一層の連携を図っていく必要がある。
- ・ 在宅医療、介護の連携を図るための退院調整ルールについて、各種取り組みを行ったが、十分には制度が浸透していない。
- ・ 認知症サポーターについて、養成人数は毎年増え、量的な拡大は進んでいるが、認知症の人やその家族を具体的に支援する動きにはつながっていない。
- ・ 鉄道や路線バスの利用が不便な地域において、高齢者等が日々の買い物や通院等を行うための移動手段の確保が求められている。
- ・ 介護人材不足等の改善や感染症、災害が発生した際の事業所への支援を検討する必要がある。

(4) 全市的地域ケア会議（地域ケア会議専門部会）からの提言

① 高齢者の生活支援における課題解決の方向性

- ・ 高齢者に関わる行政や団体が、現状の強み・弱みを理解し、情報共有等を図りながら、地域へ関心が薄い人や地域で交流がない人への対応を行う。
- ・ 地域の中での交流を図るため、地域の特徴を踏まえ、介護事業者等も活かした居場所づくりの促進を行う。
- ・ 認知症予防と関連させながら、高齢者や地域住民等の特技やノウハウを活かした地域活動の仕組みをつくる。

② 実現のための取り組み

- ・ 地域ケア会議や支え合い推進会議の継続と充実
- ・ 地域ケア会議や支え合い推進会議の分析や解決できなかった課題の検討
- ・ 介護事業者を活用した地域の居場所づくりやコミュニティづくりの推進
- ・ 認知症の当事者が活動できる居場所づくりの推進
- ・ ボランティアの活動場所の拡大
- ・ ボランティア活動は認知機能を低下させないことにつながることの周知
- ・ 自分の将来のためにボランティア活動を行うという意識啓発

第3章 基本方針

1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

国は、地域包括ケアシステムを推進する観点から、これまで社会福祉法や介護保険法等を改正し、共生型サービスの創設や生活支援、介護予防、認知症施策などの地域づくりを推進してきました。

また、令和2年の法改正において、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進など、地域包括システムの推進と地域づくり等を一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図っていくための政策を進めています。

久留米市は、第6期計画より地域包括ケアシステムの構築に本格的に着手し、第7期計画においても、継続して深化・推進を図ってきました。

このような法改正や久留米市の取り組み状況、また地域包括ケアシステムの深化・推進が令和7年（2025年）を見据えた長期的な取り組みであることを踏まえ、第8期計画においても、第6期計画から継続して掲げている基本理念及び久留米市が目指すべき姿を継承することとします。

○基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米

■地域共生社会の実現

■地域包括ケアシステムの推進

○久留米市が目指すべき姿

①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

②見守り、支え合いの心が生きるまち

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

2 分野横断的な視点

第2章で整理した各種調査や利用者インタビュー、第7期計画の事業展開から見えてきた課題等を踏まえ、第8期計画では、計画の基本理念や目指すべき姿の実現に向けて、施策展開を図る上での基礎となる考え方として、新たに「分野横断的」な視点を設定します。

(1) 市民との協働の推進

地域の多様な主体が、その特性を生かして、新たな関係性と役割分担のもとに活動を展開することにより、市民との協働、市民主体の取り組みが進んでいくための支援を行う。

(2) 支え合う関係性の構築

人とのつながり、関係性の希薄化が進む中で、身近な環境の中での支え合いが進むための関係性の構築を促進する。

(3) 地域資源の連携

地域の貴重な資源である介護等の事業者や地域の各種団体との効果的な連携を図るための支援を行う。

(4) 多様化するニーズへの対応

高齢者の興味、関心が多様化し、既存の組織や活動では必ずしも満足感や魅力を感じなくなっている人が増える中で、それぞれのニーズにあった活動、居場所づくりの促進や活性化を図る。

(5) 効果的な情報発信

支援が必要と思われる人やその家族に対して、十分に活用されていない事例等を踏まえ、制度や事業の周知・啓発が十分に図れるよう、効果的な情報発信を行う。

(6) ICTの活用

介護人材確保及び業務効率化のための介護事業者のICT活用の支援及び、介護予防活動、見守り活動等へICTを活用する。

(7) 新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築

新型コロナウイルスへの感染を防止するための行動を、高齢者の日常の暮らしに取り入れるとともに、あらゆる活動の前提として実践していくことの啓発を図る。

3 基本方針展開図



新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画の推進

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開（案）

1 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命の伸びを平均寿命以上に延伸し、高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することで、疾病予防・重度化予防の促進を図ります。

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進
- 3 保健事業と介護予防の一体的実施

2 積極的な社会参加・参画の推進

高齢者のライフスタイルに応じた社会参加・参画を推進するため、長年の経験に基づく知識や技能を社会の様々な分野に活かす取り組みや老人クラブなどの地域活動、生涯学習・スポーツ活動などを支援します。また、多様化する高齢者のニーズにあった活動や居場所づくりに取り組みます。

- 1 高齢者の就業支援
- 2 生きがいづくり・仲間づくりの推進
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

3 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、公的な生活支援や介護家族への支援と合わせて、つながりの構築や見守り活動、通いの場の拡充などによる、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

- 1 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援
- 2 介護家族への支援
- 3 支え合いの仕組みづくり

4 地域における多職種連携による支援体制の強化

高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。また、医療や介護、福祉等の多職種連携による個別課題の解決や地域課題を踏まえた政策形成につなげるため、地域ケア会議を効果的に活用するとともに、適切な医療と介護サービスが継続的に提供されるよう、これらの連携を推進します。

- 1 地域包括支援センターの機能充実
- 2 地域ケア会議の効果的な運営
- 3 在宅医療・介護連携の推進

5 災害や感染症への備えの強化（新規）

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、災害や感染症の発生に備えた避難所等の環境整備や情報発信の強化、また、高齢者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難体制の確保や介護サービス事業者等への指導の強化を図るなど、災害や感染症への備えの強化を図ります。

- 1 避難環境等の整備
- 2 避難行動要支援者の避難体制確保
- 3 防災や感染症に対する啓発
- 4 介護事業者等への指導

6 認知症施策の推進

認知症になってもならなくても、安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で認知症の人とその家族を支えていけるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等が提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、若年性認知症の人やその家族が適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- 2 早期に気づき対応できる仕組みづくり
- 3 認知症の人やその家族への支援

7 権利擁護の推進

高齢者がいつまでも尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことのできるよう、関係機関や団体と連携し、本人支援や生活支援、法的支援などを行い、権利擁護の推進に努めます。

- 1 成年後見制度の普及・利用促進
- 2 虐待防止・早期発見・早期対応
- 3 権利擁護等に関する相談支援

8 生活環境の整備

高齢者が個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、高齢者が安心して移動できる環境整備や外出時の移動支援などに取り組みます。

- 1 安心して暮らせる住環境の確保
- 2 円滑に移動できる環境整備

9 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は発足から様々な改正が加えられながら20年以上が経過し、日常生活を営む上で欠かせない制度として社会に定着してきました。

これからも、必要に応じた良質なサービスを適切に提供できるよう、介護保険事業の円滑な実施・運用に努めます。

- 1 保険者機能の発揮・向上
- 2 介護サービスの質の確保
- 3 給付の適正化
- 4 適正な要介護認定
- 5 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

10 介護サービスの見込量と保険料

在宅や施設サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第8期計画期間の利用料及び給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

- 1 介護サービス基盤の整備方針
- 2 介護保険サービス等の見込量の推計
- 3 第8期計画における第1号被保険者保険料
- 4 低所得者への配慮